律令国家の交通制度の構造

――逓送・供給をめぐって―

じめに

は

を位置づけている。律令国家の交通制度の本質を考える上郎氏は伝馬が設置された郡家の基本的属性として交通機能大 日 方 克 二二

伝使と共通する。律令国家の交通制度の構造と展開を明ら次で公的に食料や夫馬を供給されるという点では、駅使や緩現象としてしか位置づけられてこなかった。しかし、路理解されてきた駅伝制の構造の中には包摂されず、その弛送された例が知られる。これはこれまで駅馬と伝馬のみで与されなくても路次諸国郡で食料や夫馬の供給をうけて逓与された例が知られる。これはこれまで駅馬と伝馬のみで与された使者が駅馬で、伝符を付与された使者が駅馬で、伝符を付与された使者が駅馬で、海令国家の交通制度の基本的特質は、駅鈴を付与され駅伝制という交通制度の基本的特質は、駅鈴を付与され

ことが提起されてきたのである。 で、もはや在地社会とそれを総括する郡をぬきにできない

会、および国と郡との関係として捉えていくことが必要で構造内に位置づけねばなるまい。そして、それを在地社出し検討するのではなく、かかる供給や逓送をも統一的にかにするためには、これまでのように駅馬と伝馬だけを抽

九世紀の交通制度の構造と展開、再編を考えてみたい。で、かかる郡と駅、国の関係を構造的に捉えながら、八く郡の基本的機能として逓送・供給を位置づけたい。その上おける多様な往来人に対する食料供給と、伝馬に限定されおける多様な往来人に対する食料供給と、伝馬に限定され括されてきた正税帳の記載に対する再検討を起点に、郡に呑さで本稿では、まず、これまで「伝使供給」として一

- (1)代表的なものとして、坂本太郎『上代駅制の研究』、田名網(1)代表的なものとして、坂本太郎『上代駅制に関する二・三の考察』『仏教大学大学院研究紀要』六、などその他多の一考察』『日本歴史』三〇一、中野知照「古代駅制に関する二・三の考察」『信濃』二二交通史』、福田和憲「駅戸に関する二、三の考察」『信濃』二二交通史』、福田和憲「駅戸に関する二、三の考察」『体系日本史叢書宏『古代の交通』、体表的なものとして、坂本太郎『上代駅制の研究』、田名網(1)代表的なものとして、坂本太郎『上代駅制の研究』、田名網

のために「『三さこ記録』、ここの「正税帳伝使給粮記事を況」『皇学館大学紀要』一八、榎英一「正税帳伝使給粮記事をて」『信濃』二八―五、岡田登「正税帳よりみた伝馬の設置状

- めぐって」『日本史論叢』八、など。
- (4) 佐々木虔一「律令駅伝制の再検討」『律令制と古代社会』。
- (6) 佐々木氏、原氏ともに、律令国家の交通体系の基盤に郡の(6) 佐々木氏、原氏ともに、律令国家の交通体系の基盤に郡のした、原氏ともに、律令国家の交通体系の基盤に郡のしたものである。

郡と食料供給

一 君と 食料 住糸

1

駅鈴・伝符と食料供給

凡私行人、五位以上、欲"投」駅止宿1者聴」之、若辺遠無"村里

初位以上及勲位亦聴之、並不」得"輙受"供給「

不」合」受"供給1而受者、罪亦如」是(4) 凡不」応」入」駅而入者、笞廿、輙受![供給|者、笞五十、雖」応」入、

付与された場合、駅で供給されることは明らかである。 それを「至"馬替之処"也」と、伝馬の乗り替え場所、 規定し、供給場所を「所」至之処」としている。 集解古記は 人乗』伝馬1出」使者、所」至之処、皆用॥官物、准」位供給」と 能が備えられていたことが知られる。したがって、駅鈴を 次に、伝符を付与された場合、廐牧令乗伝馬条は「凡官 つま

帳記載を個別に検討しながら、供給場所として郡が対応す り伝馬が設置されていた郡での供給を考えている。 る食料供給が一括して記載されている。次に、かかる正税 天平期の正税帳には、正税から支出された往来人に対す

供給場所としての郡

ることを考えてみたい。

それは供給量の区別を示しており、一応、一律に一定日数、 各記載は、対象者に「上」や「従」の二段階はあるものの、 を供給対象者と供給郡数、日数により整理したものである。 定量の供給支出を示している。各正税帳について、日数: 表~7表は、現存する天平期の郡稲帳、正税帳の記載

経過した郡との対応関係を具体的にみてみたい。

三郡で供給されたのは、いずれも東海道諸国間の逓送の一 七郡中のどの六郡かは直ちには断定できないが、特定の六 郡で供給されたのは、駿河国を通り抜けた往来人である。 環として駿河国府と隣国国府間を往復した逓送使である。 位置し、国府は安倍郡に所在していたと考えられている。 順に、志太、益頭、有度、安倍、廬原、富士、駿河の七郡が 示すと解すことができよう。郡は、東海道沿に西から東へ 給量が半日で、一日はその二回分、つまり往復二回の供給を 具体的な食物内容や量は欠失しているため不明だが、その 位で各郡における供給量を記載している。その単位の示す この場合の三郡は安倍郡をはさむ東西の各三郡だろう。 六 意味は榎英一氏が推定したように、各郡での一回当りの供 駿河帳では、供給郡数および、一日食、半日食という単 天平一〇年(七三八)度駿河国正税帳(6)

巡行、新任国司への給粮が混在している。おそらく各費目 往来人だけが一括して類別記載されていず、往来人、国司 が、支出開始日順に記載されたものと思われる。当該期の と日数、量が記載されている。記載内容は、 越前帳の当該部は四断簡にわたり、各項目毎に支出郡名 他帳のように

郡の供給に対応して記載されていることは確かである。

天平四年(七三二)度越前国郡稲帳(9)

(2表)

2

天平10年度駿河国正

供給 郡数	郡別 食数		供	給	対	象	者	従人数
		下	絵国印	女郡采女				2
		同語	邹頠使	左弁兒	性			1
		依	岗下下 里	F国那	頂湯 小	野朝日	5	12
6	1	霓斑	朱玉使	春宮均	5少属			8
		従_	上総国道	生上文社	5使			2
					馬部領使		町工	2
郡	日				馬部頒使	. 山季	心郡散事	1
			梨郡散 專					1
		巡往	行部内 国	国師明明	なおよび	沙弥	人	1
		欠	失により	(名目を	下明 2	件		
	1	検	交正税门	「総国	下 兵部	大丞		3
					币 賢了			3
6	半	下	野国造寨	遂師寺 司	引 宗蔵	およて	が助僧2人	9
			访人 1					0
					新士火頭			Ι.
郡	日						郡仕丁など)	*
					战俘囚	115人		_
		従村	1模国。	亚送官 如	र ———			-
		逓			吏 遠江		象	2
		逓送使			遠江国			1
		1			質使 史			1
		遠江		.,.,.,.	安倍団			1
3	1	11 1					人のべ13回	0
		駿河		匪送使(•		人のべ42回	0
			文書	匪送使() 2	人のべ11回	0
		逓	当国	方人部領	頂使 史	生		1
21 17		送使			安倍団			1
郡	日				相模国			1
		駿河			相模国			1
		11					余綾郡散事	0
		相模					のべ13回	0
		労	文書	題送使(のべ30回	0
		囬		<i>"</i> (") 3人	.のべ8回	0

*以下3件は、供給対象者自身が「従」。

各郡から一定量が供給されている。郡別に一日の供給は片 越前国には、 一回、二日は往復二回の供給を意味する。 |馬帳の各項目の供給内容は日数で記載されている。 天平九年(七三七)度但馬国正税帳(1) 北陸道沿に若狭国側から、敦賀、丹生、足羽 加賀の六郡が位置し、往来人に対してはその (3表)

ある。この点については、従来から特殊例とする解釈と、ため、正税帳に駅使供給の記載が存在するはずはないので 正税であるとする解釈がなされてきた。しかし、むしろ駅(3) これを論拠の一つとして駅使供給の財源は本来から郡稲 る。天平一一年(七三九)以前には駅起稲が設置されていた ところで、但馬帳には駅使に対する供給が記載されてい

ら欠失している。(1は更しているが、IIは途中かなり、I)は首部から残存 国所遣駅伝使」と川「経当該部の構成は、(I「当しておきたい。 但馬帳の 過上下伝使」の二項から 従いがたい。ここでは、 国→因幡国のルー 遺駅使」、10丹後国→伹馬 伹馬帳をめぐる後者の解 べきで、後者の解釈には 独自な関係にあったとす は駅起稲という独自 発着の駅伝使で、 構成され、いずれも国府 の文書逓送使、 書逓送駅使、 にa)「依奉弐度幣帛所 釈に対する疑問点を指摘 によって郡とは相対的に 伝使の順に記載されてい (c) 同 の三項で 駅使、 ルート トの文 財源

2表 天平4年度越前国郡稲帳

	郡。思	川供	給日	数		供給対象者 (——— 従人数
敦賀	丹生	足羽	坂井	江阳	加賀		VC/\3X
1	1	1	1	1	1	赴任 能登国史生(十兙七封伝符)	
2	2	·				検舶使(四尅伝符)	3
1	1	İ				欠損により名目不明 44人	_
2						向京越前国相撲人 3人	0
	Δ		[官符逓送使 若狭→越前 10人	
		Δ	Δ	Δ	Δ	越前→能登 5人	_

△:欠失により不明につき推定。

3表 天平9年度但馬国正税帳

		供 給 対 象 者	従人数	供給 日数
	(a) 駅使	依奉弐度幣帛所遺駅使 從七位下中臣葛連于稲	2	10
(1)	使	従八位上中臣連尔伎比等	2	10
当	(Ъ)	免 罪 赦 書 丹後→但馬 丹後国史生	2	2
国	逓	但馬→因幡 但馬国大毅	2	3
所	(6) 逓送駅使	免罪并賑給赦 書 丹後→但馬 丹後国目	2	2
迎駅	使	但馬→因幡 但馬国史生	1	3
伝	(c)	太政官通送免田租詔書 丹後一但馬 丹後国少毅	1	2
使	(c) 逓	但馬→因幡 但馬国少毅	1	3
	送	太政官通送疾病者 丹後→但馬 丹後国与謝郡大領	1	2
	使	給粥糟料符 但馬→因幡 但馬国気多郡主帳	1	3
(1		赴任 所 弐 箇 国 伝 使 因幡国守	9	2
下伝使	経過	出雲国掾	3	2
旋	上	上下弐箇国中宮職捉稲使 (以下欠失)	?	?

なら、その二那ド、三日こと、「18)円後国―出石郡―気多郡(国府)というルートを措定できる丹後国―出石郡―気多郡(国府)というルートを措定できる。 合は正税から、kを・・ だろうが、記載は存在していない。駅吏は、)、だろうが、記載は存在していない。駅吏は、)、 に見らし給も正が されなかったためとする柳雄太郎氏の推定に従いたい。(5)にともなって新設されたルートで、新路には駅起稲が訳 認められている。天平九年度においても、(3)には朝集使、税帳使、大帳使等としてのタヒ 陰道では丹後国以遠の国司の「公事」による往来、具体的 気多郡に所在したとみられる伹馬国府をへて本路に合流す る。 二方のうちの三郡が、 るのがよいだろう。その理由としては、 を往来していたはずであろう。 である。 である。 る支路が存在していた。 (1-当該期の山陰道は、 とすれば本路上を往来する駅使も当然存在 その二郡が、三日には、気多あるいは養父、七美、 それに対し[[]は国府を経由しない本路上の往来で 養老六年(七二二)八月二九日太政官符により、 郡を通り因幡国へ抜け、 それぞれ対応するだろう。 大帳使等としての往来に駅の利用が 本路が丹波国から朝来、 (p) (I)が駅使、 にはかかる支路上の往来 一方丹波国から丹後 支路は丹後国設置 伝使の順 かかる諸使が駅 それぞれ 養父、 したはず が設置 に記載 Í

いわゆる播磨国正税幅

4 次 いわゆる御昭四丘仇恨									
供給 日数	Ø	も	対	象	者	従人数			
		下任	大宰	府少監	<u>.</u>	3			
l		"	備前	国介		3			
		"	備中	国掾		3			
	(a)	上	長門	国鋳銭	退司主典	3			
3	(4)			"	民領	1			
				"	民領	2			
				"	判官	3			
日		依病问	可京	鋳 銭司]史生	1			
·	(p)	中宮耶	美作	国主和	8	1			
		下任	播磨	国介		3			
	(c)		"	大技	Ŕ	3			
			"	少接	ŧ	3			
4日	大宰和	予進上紫	草備前	1国上	道郡主帳	1			
定山間 5日	無位物	物部安□	□他€	5人		-			

とができる。 『大日本古文書』に「播磨国正税帳」として収録されて 4 ţì わゆる「播磨国正税帳(元)

摘されている。(3)になって、「3)では、「4)ではないかと指いる二断簡は、天平初年頃の播磨国郡稲帳ではないかと指

供給日数と郡の関係は、

三日の個は、

山陽道を往来する

二日の供給、II—a)の場合は巡行した(IIは、朝来、養父、七美、二方四郡、片道各郡半日の供給で、往復で二日、 (I)—(a)の場合は巡行した郡での供給とすると 三日の供給になる。 各郡片道半日ずつ計

5表 天平10年度周防国正税帳

供給 日数	区 分	日付	供給 対象 者	従人数
	下	?	俘囚部領使 安芸国佐伯団擬少毅	1
往	向京伝使		長門国相撲人 3人	1
往来8日	向京	閏7.5	從大宰府進上銅竈部領使 筑前国掾	3
8 '		10. 4	(23
"		10. 21	耽羅島人部領使 長門国豊浦郡擬大領	1
		12. 20	從大宰府捉進上旧防人 2 人部領使長門国豊浦団五十長	0
	下伝使	6. 4	筑後国掾	3
1		6. 12 6. 17		3
] .		6. 22	│ 新 │ 壱岐島掾	3
		7. 3	~~'' 豊後国目 豊前国史生	3
1		9. 11 9. 15	豆則国文生 対馬島史生	3
Į l		9. 15	任 肥後国史生	2
		9. 15 10. 2	'	3 2
]		10. 3	豊前国目	3
4		10. 6	大字史生 国 長門国史生	3
		10. 9 10. 11	大隅国操	3
		10.12	薩摩国目	3
1		10. 14 10. 14	司 豊後国守 大隅国史生	9
]		10. 14	大隅国守	3
1 8		10. 22	筑前国掾	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;
	:	11. 15 12. 1	大宰少典 筑紫国師	7
		6. 26	大隅国左大舎人、薩摩国右大舎人	1
		7. 24	大宰故大弐小野朝臣骨送使 対馬島史生	3
	下船伝使	6.15	防人部領使 大宰史生	1
	. ,,	6. 17	// 大宰小判事	2
	:	9. 2	新大宰史生	2
		9. 22	新 大宰史生 任 筑前国史生	2
1		10.12	国知知	2
	-	10. 21	大宰史生	2
1	下	?	俘囚 63人*	
	向京伝使	11. 3	従大宰府向京 僧	3
1	向 京	閏7.16	従大宰府進上法華経部領使 大宰少典	3
		11. 19	大宰故大弐紀朝臣骨送使 音博士	19
		10. 21	耽羅島人 21人	
		12. 20	従大宰府捉進上旧防人 2 人	<u> </u>
往 来 6	下伝使	5. 4	流人部領使 刑部少解部	2
ŤĚ	向京伝使	6. 21	周防国相撲人 3人	0
3	下伝使	8. 29	新任国司 周防国史生	2
日	下	5. 4	流人 周防国佐波郡人	

^{*} 榎英一「正税帳伝使給粮記事をめぐって」(前掲)の復原による。

給か、 から、 ずつの供給、 四日は部領逓送使で、赤穂、揖保各郡で片道一日ずつの供 ら餝磨郡に所在した国府へ着任したとすることができる。 赤穂六郡で、 官人だから、 明石、賀古、印南、餝磨、揖保、讃容六郡で、各郡半日 明石、賀古、印南三郡で各一日ずつ供給をうけなが 両郡で片道各半日ずつで餝磨郡で二日の供給かの場 (のは播磨国の新任国司だから、 国境をこえて 摂津側から明石、 各郡半日ずつの供給、 賀古、 lbは美作路の往来だか 印南、

は佐波郡に所在していた。通過の場合はこの五郡中四郡 の片道、往来八日はその往復、三日は安芸国方面から周防 国府までの場合は玖珂~佐波四郡中三郡で供給され 天平一〇年(七三八)度周防国正税帳(2) 供給開始日順に各項目が記載されているが、 四日は周防国を横断して通過した往来 五月分の一部と、 往来六日はその往復である。 都濃、佐波、吉敷の五郡が位 山陽道が通過していた。 六月分から年末ま 国府

天平9年度費後国正税帳

置し、

いずれも海岸に面し、

国側から順に、玖珂、 国府までの片道の往来、

熊毛、

でが残存している。 首部が欠失しており、 合が考えられる。

周防帳は、

(

(5表)

が

郡で停泊し供給されていたこと、

を推測させる。

伝使の往来に船も利用されていたこと、

一下船伝使」

も陸路と同一

日数で供給されていること

その場合も各

郡	別供給日	数	名	目	頭人数	従人数
球珠	直入	某郡	<u> </u>			
3	3	3	賑給貧	病人	2	6
1	1	1	検校紫	園草	1	1

天平8年度薩摩国正税帳

区	分	供給		供給回数	供給日数
		頭	従	ł	
駅	使	1	2	_	7
		2	3	_	3 .
		4	7	-	2
		4	4	-	1
伝	使	1	0	1	58
		1	1	3	2
		1	6	1	1
		1	0	37	1

(高城郡断簡)

(6)

記事との対比から、 給が記載されている。 「検校紫草園」のために国司とともに各郡を巡行した大宰 球珠、 直入および郡名不明の三郡の断簡に二件の伝使供 この伝使はそれぞれ「賑給貧病人」と 各郡断簡中の国司巡行に対する供給

府使であることが知られる。 (7)

記載されている。駅使、伝使の往来の名目は不明であ 国府所在郡と推定される高城郡断簡に伝使と駅使の供給 天平八年(七三六)度薩摩因正税帳 (7表)

天平九年(七三七)度豊後国正税帳(22) (6表)

生韓柔受郎と思われる。この駅使供給も但馬帳と同様に駅 る。ただし五八日間供給を受けた「伝使」は、新任国司史

郡における一定量の供給を示すものなのである。従来は、 このように正税帳の往来人に対する供給記載は、路次の

起稲未設置によるものと理解しておく。

すべてを伝使、つまり伝符を付与された往来人としてしま である。しかし、正税から供給されていることによって、 かった。確かに記載中に伝使が含まれていることは明らか これらすべてが、「伝使供給部」として一括されることが多

供給対象者と文書の機能

3

ってよいのだろうか。次に、その点を検討してみたい。

神亀三年(七二六)八月三〇日の太政官処分は、

随」使駕」船、縁路諸国、依」例供給、史生亦准」此焉、 給"伝符,但大宰府幷部下諸国五位以上者,宜」給"伝符,自外 但馬、美作、備前、備中、淡路等十二国並給」食、自外諸国、皆 国不」給,食馬、志摩、尾張、若狭、美濃、参川、越前、丹後、 新任国司向」任之日、伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等六

伝符を付与し、食料、馬ともに供給する、臼船で往来し縁 海諸国で食料を供給する、という四様の路次諸国との関係 とし、新任国司が任国へ下る場合、任国の遠近に応じ、 「不」給。|食馬」|―食料、馬ともに供給しない、倁「給」食。 食料のみを供給し、馬は供給しない、19「給1伝符二―

> が供給される場合があったのである。播磨帳の備前国介、 を規定した。伝符を所持しなくても口のように路次で食料

備中国掾はこの何の場合であろう。 駿河帳や周防帳では、流人、俘囚、衛士、仕丁、匠丁な

くても路次で食料が供給されうることは、令規定とその解 ども同様な食料供給対象になっている。彼らも伝符を付与 されていたとは必ずしもいい難い。伝符を付与されていな

獄令在路条は 凡流移人在」路、皆逓給川程粮、毎」請」粮停留、不」得」過二一日、

其伝馬給不、臨時処分、

釈の中にもみえる。

から、伝符なしでも食料が供給されることも想定されてい のあることを規定する。伝馬乗用と伝符の付与は対応する じて決定するとし、伝馬に乗用させない場合とさせる場合 することを規定する。それに加え、伝馬の乗用は状況に応 過1当界1也」と解釈するように、路次の国毎に食料を供給 とし、義解が「流移之人、所"経由'処、毎」国給」粮、

戸令没落外蕃条は

るのである。

凡没」落外蕃,得」還、及化外人帰」化者、所在国郡、給」衣粮、具」 無『旧貫』、任於『近親』附』貫、並給」粮逓送、使」達『前所』 状発11飛駅1中奏、化外人、於11寬国1附1貫安置、没落人依11旧貫1

供給しながら逓送していくことを規定する。 帰化してきた場合には、旧貫地、あるいは附貫地へ食料を と、外蕃に没落していた人が還ってきた場合、化外の人が

ることを示している。同様に賦役令丁匠往来条の、 給、達"前所」」と、「移状」を当該者に付して逓送・供給す 病気の回復後、目的地まで「移送」することを規定する。 は、その地の郡司が収容して「村里」に付して安養させ、 収付"村里'安養、仍加"医療、幷勘"問所由、具注"貫属、患 損之日、移"送前所こ」とし、往来の路次で病になった場合 「移送」について集解古記は「以"移状」付"病者、逓送供 戸令鰥寡条は「如在」路病患、不」能,自勝,者、当界郡司

飲食、待」差発遺、若無!|粮食1、即給||公粮 凡丁匠往来、如有『重想,不』堪『勝致』者、留付』随便郡里,供給

者、以\移付"丁匠,逓送、供給過遣、若不,堪"歩行、亦給 ている。以上を勘案すれば、軍防令防人番還条の、 乗馬1」と、路次で病に なった丁匠を 逓送・供給するとし という規定に対しても古記は、「若身尩弱路遠、担」粮不」堪

凡防人、向」防及番還、在」道有॥身患不,堪」涉」路者、即付॥側近 国郡、給"粮丼医薬'救療、待"差堪,行、然後発遣、 仍移云本貫

ろう。 された匠丁等は、かかる文書の機能により供給されたのだ 符と同様に逓送のみならず供給をも機能として有していた **ととを、示したのではないだろうか。前述の正税帳に記載**

されていたとしてよいだろう。

が、「移状」により逓送・供給をするとしている点である。 次にここで問題にしたいのは、以上に掲げた古記の解釈

勢国へもどっている。天平六年(七三四)出雲国計会帳ではで次の逓送使にそれらを引き継いだ後、返抄を受けとり伊で次の逓送使にそれらを引き継いだ後、返抄を受けとり伊 ら、官省符類は各国衙で隣国宛の移が添付されて逓送され てもよい。古記は、かかる実態を前提に、かかる文書が伝 ていたことが知られる。つまり、国と国の間でかわされた 中央から下達された逓送符が移部に記載されていることか 隣国に宛てた「遊牒」が添付され逓送され、逓送使は隣国 暦二年(七八三)伊勢国計会帳によれば、官省符や浮浪人に は、前掲正税帳や計会帳の記載から知られる。たとえば延 国と国の間を人、文書、その他物品が逓送されていたこと 「遊牒」、移などの文書の機能として、逓送がなされたとし

がある。 天長一〇年(八三三)正月二二日付の次のような太政官符 同様な機能をもつ文書は他にも存在する。

送」も、同様に路次で食料を供給しながら逓送していくと という路次で病になった防人の本貫地や目的地への「移

召前大弐従四位上勲六等朝野宿祢鹿取

れることを示している。 時から京への往来に路次諸国で食料、夫馬の供給がうけら時から京への往来に路次諸国で食料、夫馬の供給がうけらま十二人食十二具「含•得」入京「路次之国、亦宜」准」此、符到奉行夫十二人食十二具「含•得」入京「路次之国、亦宜」産」が、賞、おってとを示している。

(3) 会工とを示している。牒とは、大宰府が縁海諸国に宛てたることを示している。開とは「存』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、経別の記載がある。この防人は「停』筑案防人,帰』于本郷、と記し、いずれも部領使の所持した牒により供給如件」、中位下小長谷連常人去天平十年四月十九日 牒供給如件」、中位下・小長谷連常人去天平十年四月十九日 牒供給如件」、中位下・錦部連定麻呂去天平十年四月十九日 牒供給如件」、中位下・錦部連定麻呂去天平十年四月十九日 牒供給如件」、中位下・場部連に、「向京防人を設け、「の記載がある。との防人は「停』、気楽防人、帰』・丁本郷、経済、大宰府が縁海諸国に宛てたと記し、いずれも部領使の所持した牒により供給かる。との防人は「停』、筑案防人、帰』・丁本郷、経済、大宰府が縁海諸国に宛てたと記し、いずれも部領使の所持した牒により供給の記載がある。この防人は「停」、気楽防人、帰」・「中国、大宰府が縁海諸国に宛てたと記し、いずれものには、大宰府が縁海諸国に宛てたといい。

などの文言がみられる。また、仁和三年(八八七)五月七日所収の任符に、伝符の尅数注記か、「路次之国亦宜給食馬」新任国司の場合、一〇~一一世紀の例では『類聚符宣抄』

供給を要請する牒とみてよいだろう。

ろうか。また、前述の逓送に付された移、牒などにも同様 収の任符と同様に、たとえば神亀三年太政官処分で定めら 符を伝達する使者を路次に逓送供給させる機能が、 書を携行する人物が、逓送供給されるのである。同様な注 いる。つまり、「給食馬」や伝符尅数注記によって、当該文(ポ) 食馬|之由い諸神宮司可」給||食馬||者亦准」此」と、伝符を付 の記載による機能の付加がなされていたと考えられる。 れた何のような場合の任符にもなされていたのではないだ る機能付加が、駅鈴伝符尅数だけでなく、『類聚符宣抄』所 符自体にも付加されることが意味される。かかる注記によ 伝符の尅数を記すことを規定する。 これによって、太政官 す太政官符を例示するが、末尾に使人位姓名、駅鈴または 記の存在は令文でも知られる。公式令符式条は、 与しない場合、官符内に「給食馬」を注記することにして 給之文、、自今以後、宜、令、停、給,伝符、、官符内注,載可、給, 式文、新任国司赴任之日、可_給"伝符、至"于宮司,無"可」 任之時、承前例、或給,伝符、或不給、事是不」同、 の「大納言藤原良世卿宣」によると「下総国鹿取神宮司赴 諸国に下

しているのである。そして、周防帳で供給日数の異なる防たのである。正税帳は、かかる各文書等による供給を記載供給・逓送をさせる機能を付加された多様な文書が存在してのように、駅鈴、伝符にとどまらず、路次に食料等の

ものといえる。 をの郡において一定量を供給された往来人を一括記載したた使供給部とされている項目は、伝使と、伝使と同一に特伝使供給部とされていることを考えあわせれば、正税帳の人だけが別途に記されたり、薩摩帳で伝使の中に新任国司人だけが別途に記されたり、薩摩帳で伝使の中に新任国司

えたのである。 多様な往来人が郡における正税からの供給の対象者になり ば、伝符やかかる文書を付与され、携行することにより、 ば、伝符やかかる文書を付与され、携行することにより、 来人に対しても、同様に供給をおこなっていた。換言すれ く、それ以外にも供給・逓送機能をもつ文書を携行する往 な、単に 伝使に 対し 逓送・供給を おこなう だけでな

4 郡の供給機能

だけに限定されない。 郡で供給されるのは、これまで述べてきたような往来人

等から私的な食物の供給も受けていたらしいことが、戸令塩、酒が支出されていることが知られる。その際に、郡司供給量が記され、巡行先の各郡を場として、正税から米、帳においても、種々の名目で巡行した国司に対する供給が帳においても、種々の名目で巡行した国司に対する供給がにおいても、種々の名目で巡行した国司に対する供給がにおいては、「凡国守毎」年一巡二行属郡」」と規定するが、正税郡司条は「凡国守毎」年一巡二行属郡」と規定するが、正税郡司条は「凡国守毎」年

業,及受11供給「致4令1煩擾」、凡国郡司、須*向11所部1檢校4者、不5得*受4百姓迎送了妨11廃産

国郡司条集解古記の記述から窺える。

郡司等から提供されていたと考えられる。 米、塩、酒の他に多くの食物が素材なり調理品なりの形でを許容する解釈をしているのである。正税から支出された煩擾:」と、国司が部内郡司等から供給を受けること自体雖"受聴、依」令以"供給、経"日時'宴楽、百姓不」合」致」令"雖,近」という大宝職制律監臨強取猪鹿条をひき、「依」律、

は、宿屋、向屋、副屋、厨屋、廐などからなり、郡司の居野国交替実録帳』に みえる 郡衙を 構成する 建物群の中 にに、郡衙の建物や人員も配置されている。 文献上では、『上このように 郡を 広範な 供給の場として 機能させる ため

取"監臨財物'法" 乞取者、坐臟論、受"供饋 者勿論、

という令規定に対し、「監臨之官、強取』猪鹿之類」者、依・強

らかにするために、供給と結合する往来人等への交通手廻らかにするために、供給と結合する往来人等への交通手廻によって、供給対象者でありえた。郡の側にとっては、政らは、伝符をはじめ、移、牒、官符等、律令国家機構によらは、伝符をはじめ、移、牒、官符等、律令国家機構によらは、伝符をはじめ、移、牒、官符等、律令国家機構により発給され、かつその権力を象徴する標識を携行することらば、伝符をはじめ、移、牒、官符等、律令国家機構によいの問題だけではなく、政治的従属、奉仕をも象徴する行為であることも意味する。以上の供給の意味、性格をより明の問題だけではなく、政治的従属、奉仕をも象徴する行為であることも意味する。以上の供給の意味、性格をより明ない。そして供給対象者は、いずれも郡に編成された在地のた。そして供給対象者は、いずれも郡に編成された在地のた。そして供給対象者は、いずれも郡に編成された在地のた。そして供給対象者は、いずれも郡に編成された在地のた。そして供給対象者は、いずれも郡に編成された在地のた。

提供に関する郡の機能を次に検討しよう。

、以下の本論の中でふれていく。 とい難いことは、以下の本論の中でふれていく。 氏の説に従いて、正税帳にみえる駅使供給記事から、駅の供給の財源を、いて、正税帳にみえる駅使供給記事から、駅の供給の財源を、 い難いことは、以下の本論の中でふれていく。

- (2) 『続日本紀』天平一一年六月戊寅条。
- (3) 『続日本紀』天平六年正月庚辰条。
- (5)早川庄八「『供給』をタテマツリモノとよむこと」『月刊百(4)『令抄』戸令所収、『訳註日本律令三 律本文篇 下』。

科二〇

いたことが知られる。

- 記する。 「大日本古文書」ニー一〇七のように略下同書からの引用は、「大日本古文書」ニー一〇七のように略
- (7) 榎英一前揭論文。

ろう。それは、逓送使の遠江側、相模側各三郡の供給が説明道一」などの具体的比定の試みがあるが、いずれの六郡かを具道一」などの具体的比定の試みがあるが、いずれの六郡かを具体的、かつ積極的に断定できる論拠は不足しているようである。しかし、諸氏ともに共通して指摘するように、延喜兵部る。しかし、諸氏ともに共通して指摘するように、延喜兵部る。しかし、諸氏ともに共通して指摘するように、延喜兵部る。しかし、諸氏ともに共通して指摘するように、延喜兵部である。それは、逓送使の遠江側、相模側各三郡の供給が説明を開入。

駅伝馬条は、さしあたっては考慮に入れない。と来人の通交ルートは、駅路とはかなり離れた別のルートと往来人の通交ルートは、駅路とはかなり離れた別のルートとできないこと、横走駅では六郡という郡に合致しないこと、できないこと、横走駅では六郡という郡に合致しないこと、

- (10) 榎英一前掲論文。
- (11) 【大日本古文書】二一六〇~六一。
- (12) たとえば、田名網宏氏は、天平六年の官稲混合時に但馬国では駅起稲まで混合してしまったとし(前掲書)、大山誠一氏が、駅路を離れて国府へ通行する駅使にはその間の費用を正が、駅路を離れて国府へ通行する駅使にはその間の費用を正が、駅路を離れて国府へ通行する駅使にはその間の費用を正が、駅路を離れて国府へ通行する駅使にはその間の費用を正が、駅路を離れて国府へ通行する駅使には果起稲から支出したく前掲論文)。しかし、大山氏の解釈では、駅路のみを通行する駅使の費用は駅起稲から支出したが、駅路を離れて国府へ通行する駅使には、野路のみを通行する駅では、天平六年の官稲混合時に但馬国が、正税から供給された日馬を開発している(前掲論文)。
- 歴史の構造と展開』。 馬国高田駅家 を 通 してー」『永島福太郎先生退職記念(日本(13)山里純一前掲論文、松原弘宜「水駅についての一考察―但
- (14) 『類聚三代格』駅伝事、『続日本紀』養老六年八月壬子条。
- (16) 二註(11)で示したようなルートも考えられる。その場合、

(15) 柳雄太郎前掲論文。

〉 『て日本日で計・1 一に) ・1 に城崎、出石二郡が二日に対応しよう。

- (17) 『大日本古文書』 二一一五〇~一五一。
- (1) 榎英一氏は、供給場所を駅と考えたため、九駅前後あった (11) 田中卓「播磨国正税帳の成立と意義」『日本古典の研究』。 行等に準ずる独自の扱いによる供給であったと考えてよいだ 任後公廨稲の配分を受けるまでの正税からの給粮や、国司巡 **亀三年太政官処分に規定するような供給ではなく、むしろ着** するものではあるまい。本帳の播磨国司に対する供給は、神 たん国境をこえ任国内へ入ってしまってからの供給をも規制 諸国と赴任国司の往来との関係の規定である。したがって一 はあるまい。神亀三年太政官処分は、任国へ入るまでの路次 ては、本論で展開しているように、郡の供給を考えれば問題 の問題点を指摘している(前掲論文)。まず、供給日数につい た神亀三年(七二六)の太政官処分(次節参照)に抵触する、と 自体、播磨国司の赴任時には食馬ともに供給しないと規定し と推測される播磨国内を通過するのに三日の供給は多すぎる れば、計算上播磨国を通り抜けたことになり、またその供給 し、播磨国司の場合、それだけの供給をうけて往来したとす
- (2) 【大日本古文書】二—一三〇~一三四。
- 供給場所であるとしている。から、天平一〇年時点でも、分郡以前の四郡を伝馬設置場所、から、天平一〇年時点でも、分郡以前の四郡を伝馬設置場所、のの分割設置された(『続日本紀』養老五年(七二一)に熊毛郡(江) 岡田登前掲論文では、玖珂郡が養老五年(七二一)に熊毛郡

- 22 『大日本古文**書』**二―四三、四九、五五。
- 23 模英一前掲論文。
- 24 『大日本古文書』二─一四~一五。
- 井上辰雄『正税帳の研究』。
- 26 榎英一前掲論文。
- 27 『続日本紀』神亀三年八月乙亥条。
- 古代史論集』下。 -三二二、早川庄八「天平六年 出雲国計会帳の 研究」『日本 『大日本古文書』二四―五四七~五四九、『寧 楽 遺 文』上
- 『大日本古文書』 一一五八七~五九二。
- 30 早川庄八前掲註(28)論文。
- 31 『類聚符宜抄』第八召大弐事。
- 32 『大日本古文書』二—一三九~一四〇。
- 33 『続日本紀』天平九年九月癸巳条。
- 34 岸俊男「防人考」『日本古代政治史研究』。 『類聚符宣抄』第八任符事。 伝符尅数注記は、天元六年(九

ろう。

馬」は永延二年(九八八)但馬国博士多治広光任符、にそれぞ されている。 司任符、寛弘六年(一〇〇九)豊前国宇佐大宮司任符、が収録 鹿島神宮司任符、 保元年(九九九)、同四年(一〇〇二)、長和四年(一〇一五)の れみえる。また第一諸神宮司補任事には、伝符尅数を記す長 任符、「給粮」は、永観元年(九八三)肥前守某維叙任符、「給食 八三) 某任符、永延元年(九八七) 官符所 引出羽権掾藤原貞光 「給粮」を記す長保四年(一〇〇二)香椎廟

- **『類聚符宜抄』第一諸神宮司補任事。**
- 注記が多数みえている。 『類聚符宣抄』では、かかる注記以上に駅鈴尅数、口数の
- (3) 天長五年(八二八)に但馬国に漂着した渤海使政堂左允王文 年十二月乙巳条、『三代実録』元慶元年正月十六日条 『続日本紀』天平宝字六年十月丙午条、『続日本紀』宝亀七
- 管下で然るべき場において正税から供給されたとみてよいだ **寿記念 日本法制史論集』)。いずれにせよ、直接的には郡の** られた施設としている(「六~八世紀の客館」 『牧建二博士米 家が安置供給の場と考えられていたことが知られる。 **幷外蕃人事天長五年正月二日太政官符)。このことからも、郡** (『日本古代国家成立史論』第七章)、鍋田一氏 は郡内に設け 国から「以||白米||充||生料||」られている(『類聚三代格』 夷俘 矩等一百人は 「且安」置郡家「 且給」粮米」」 ことを願い、 但馬 また、具体的な供給の場としては、吉田晶氏は郡衙とし
- (40)越前帳、『大日本古文書』(以下同書につき略) 一―四六二~ 二—一一四~一一六、周防帳、二—一三四~一三七。 年(七三七)和泉帳、二―七八~八〇、九一~九三、駿河帳 四八~四九、五三~五五、但馬帳、二一六二~六四、天平九 四六三、薩摩帳、二一一三~一四、豊後帳、二一四二~四三~
- 田晶註(39)前掲書、参照。 替実録帳』郡衙項 についての 覚書」 『群馬県史研究』七、吉 『平安遺文』四六〇九号文書。なお、前沢和之二上野国交

(4) 原秀三郎はじめに註(5)前掲論文は、いい難いと思われる。 ための建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群織』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群戦』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群戦』巻二二諸国雑事上、国務条々事にめの建物群は『朝野群戦』巻二二諸国雑事と、四郡衙項の供給の

(43) 【類聚三代格】公粮事。

逓送と郡

1

逓送と雑徭

、。 されていく。そこで、まず伝馬による逓送から考えてみた 郡で供給される往来人のうち、伝使は伝馬によって逓送

は、令規定のように郡内の特定人民に負担させていたので料等の支出がみられないことから、日常的な維持に関してこと、が規定される。天平期の正税帳によっても、伝馬の官物による購入馬があてられ、「家富兼丁者」に養飼させること、が規定される。天平期の正税帳によっても、伝馬の以供"迎送」」と、各郡五疋の設置と、官馬もしくは当処の以供"迎送」」と、各郡五疋の設置と、官馬もしくは当処の以供"迎送」」と、各郡五疋の設置と、官馬もしくは当処のに、一方で伝馬の飼味をで「其伝馬毎」郡各五、皆用"官馬、伝馬は廐牧令置駅馬条で「其伝馬毎」郡各五、皆用"官馬、伝馬は廐牧令置駅馬条で「其伝馬毎」郡各五、皆用"官馬、

はないかと思われる。

の伝馬に乗用しようとすれば明らかに伝馬は不足する。この伝馬に乗用しようとすれば明らかに伝馬は不足する。これで対し、伝馬は一律に五疋としている点である。公式令給に対し、伝馬は一律に五疋としている点である。公式令給度や予想される交通量等により設置数に差を設けているの度と上、駅馬が大路二〇疋、中路一〇疋、小路五疋と、重要定上、駅馬が大路二〇疋、中路一〇疋、小路五疋と、重要に対しているのに馬の設置数である。令規

公使,致,死者、官為"酬替, 名人,足者、即以"私馬,充、其私馬因"凡公使須,乗"駅及伝馬, 若不,足者、即以"私馬,充、其私馬因"

の不足は、

伝馬を中心に、在地から差発した私馬で補完して行なうと伝使の逓送は五疋の伝馬数内で行なうのではなく、五疋のとで補完されることになっていた。つまり、令の論理上は、という廐牧令公使乗駅条の規定により、私馬を差発するこという廐牧令公使乗駅条の規定により、私馬を差発するこ

8表

位階	駅鈴 対数	伝符 対数	
親王 一位	10	30	
二位三位	8	20	
四位	6	12	
五位	5	10	
八位以上	3	4	
初华	2	3	

論理は現実の上にも反映されていたとみてよい。 であったことが指摘されている。したがって、かかる令のとになっていたのである。実際にも伝馬数は各郡五疋前後

実録』貞観六年(八六四)一二月一〇日条にみえるだけであ を規定する賦役令舎人史生条には「伝戸」も「伝子」もみ 定しながら、伝馬の養飼を「家富兼丁者」に負担させると ている。「伝戸」という表現は他には見えない。なにより(ミラ) えない。他に類例を求めると、「伝子」は、後述する『三代 て 使用 しているに すぎない とみる べき である。それでは している点に、駅戸と対比しうるような特定編戸としての も令文上において、駅馬の養飼を戸に負担させることを規 の場合は、義解や集解諸説が「伝戸」、「伝子」について論じ 役で差発され、駅使の逓送のための労役を負担した。伝使 たい。駅の場合は、特定の編戸された駅戸から駅子が免徭 「伝子」等の雑徭免除を論じている。雑徭や徭役等の免除 「伝戸」は義解や集解諸説が「伝子」を差発される戸とし 「伝戸」が措定されていなかったことが示されていよう。 「伝子」はどうだろうか。義解、令釈、古記、朱説等は、 次にかかる伝使の逓送のための労働力について考えてみ

婢,亦不」得」充,伝馬子及援夫等,凡蕃使往還、当,大路近側,不」得,置,当方蕃人,及畜•同色奴

しかし、雑令蕃使往還条に、

えられることに対応して、各国郡の実情に応じ差発数が決される在地の私馬を加えて、その数に各郡で差があると考とは、逆に彼らを充てる場合もありえたわけで、伝馬子とは、逆に彼らを充てる場合もありえたわけで、伝馬子は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二は、必ずしもないことを示している。また弘仁一三年(八二とは、通送のための橋丁としてみえている。すなわち、各郡では通送のための権力を伝馬子、伝馬子と援夫によって、と、伝馬子と援夫がみえる。この伝馬子と援夫によって、と、伝馬子と援夫がみえる。この伝馬子と援夫によって、と、伝馬子と援夫によって、と、伝馬子と援夫によって、と、伝馬子と援夫がみえる。

令公使乗駅条集解古記も「其私馬因』公使」致」死、謂以』理徭として差発されるべきものであったといえる。前述廐牧囲と数の決定であること、などを考えあわせれば、本来雑において、どうしても必要な実役に対し給粮する徭丁の範において、どうしても必要な実役に対し給粮する徭丁の範がかかる労働力は、義解、集解諸説が雑徭免除とする解釈かかる労働力は、義解、集解諸説が雑徭免除とする解釈

定されていたことを示している。

使上下逓送従馬」が前述の労役に相当するのである。下逓送従馬」を雑徭の典型例として挙げている。この「公下逓送従馬」を雑徭の典型例として挙げている。この「公往、非理致」死、亦合」償故也」と、私馬の差発が雑徭によ往、非理致」死,雑徭「雖」乗亦酬、何者、和"与功直」借得乗非理「並同、充"雑徭「雖」乗亦酬、何者、和"与功直」借得乗

を示すのが、雑徭条古記の表現なのではないだろうか。といない点である。前述の如く伝符以外にも、路次諸国郡にた。正税帳や計会帳などにもみえるように、それにより伝供給だけでなく逓送をもさせる機能をもつ文書が存在した。正税帳や計会帳などにもみえるように、それにより伝供給だけでなく逓送をもさせる機能をもつ文書が存在した。正税帳や計会帳などにもみえるように、それにより伝供給だけでなる。前述の如く伝符以外にも、路次諸国郡にいない点である。前述の如く伝符以外にも、路次諸国郡にいない点である。前述の如く伝符以外にも、路次諸国郡にいない点であるに、石で次に問題になるのは、「公使上下逓送従馬」ということで次に問題になるのは、「公使上下逓送従馬」という

2 郡における逓送供給の性格

提供をうけ、逓送されていく場合があった。しかし、それことにより、郡で伝馬または雑徭により差発された夫馬ので述べたような、公的に付与された特定の標識を携行するら往来する場合が考えられる。後者の一形態として、前節方法で確保して目的地まで往来するか、路次で確保しなが往来人は一般的には交通手段を、その出発地で何らかの往来人は一般的には交通手段を、その出発地で何らかの

る。往来人自身が直接路次の人民、馬を雇傭したのだろうがあった。しかし、問題にすべきはその雇傭の仕方であさ私馬の差発とともに想定している「和与功直」による調を私馬の差発とともに想定している「和与功直」による調けで夫馬の供給がない場合、食料夫馬ともに供給されなだけで夫馬の供給がない場合、食料夫馬ともに供給されない場合、公的には食料の供給

が存在する。 正倉院御物鳥兜下張反故紙の中に次のような文書案断簡 か。

行力	□□□夫一十人如此施	□供□□乗馬五疋外駄	者依牒旨下宜□□承知	右□□□□□□応	求馬飼[「
_8	行不同に	二疋馬口	事 [] [] []			

確に把握するのは困難だが、少なくとも某所からの牒をう頃の丹後国の下達文書案である。欠損部が多く、文意を明の断簡も、竹野、熊野両郡司に宛て下された天平勝宝年間後国衙関係の文書で、丹後国衙で反故にされたもので、こ鳥兜下張反故紙は現在八通確認されている。いずれも丹

けて、 べきである。雑徭や雇傭いずれの手段にせよ、郡に夫馬等 符)の正文はこの人物が携行し、国衙や 郡衙で 提示するこ ものと理解できる。牒、およびこの下達文書(おそらく国 物への夫馬等の供給を、両郡でおこなわせるよう要求した 国衙に対し、竹野、熊野両郡を往来する某所に関係する人 することができる。 ことができよう。 の供給の機能が期待されていたのである。 て郡内から調達され、往来人に供給されていた点に注目す をうけたのである。つまり、雇傭の場合でも、郡司によっ とにより、直接的には郡司により調達された夫馬等の供給 人」と判読できるなら、 丹後国衙が両郡郡司に対し某所に関係する人物の往 その夫馬の調達も、六行目を「雇夫一 飼餘料の調達、 某所は牒を発給することにより、 雇傭されるものも含まれていたと 提供を命じたものとする

いよう。

院、郡巡』部内」里長待』当里内、不」得、率』百姓」向」境及送。する規定に対し、集解古記は「国司巡』部内」郡司待』当郡掲戸令国郡司条の国司巡行時に「不」得」受』百姓迎送」 と様に各郡で提供される夫馬の数の規定であろう。 さらに前は不明だが、食料供給が郡毎でなされることを考えれば、同司巡行時の「給』粮馬脚夫」之法」が規定された。 その内容しても認められる。和銅五年(七一二)五月一六日格で、国しても認められる。和銅五年(七一二)五月一六日格で、国しても認められる。和銅五年(七一二)五月一六日格で、国

内人民を率いた迎送として行なわれていたことを反映して五年格の「給"粮馬脚夫」之法」が、現実には郡司による部事実上認める解釈をしている。かかる古記の解釈は、和銅として、郡司が部内の人民を率いて迎送をおこなうことをとして、郡司が部内の人民を率いて迎送をおこなうことを過」界、但従」境始須"検校"者、随」便迎送耳、公使亦同也」

| 国司は本来中央から派遣されてきたミコトモチとしてのめられるのだろうか。

それでは、かかる広範な郡の逓送供給の基盤はどこに求

しての使者の往来が、国造層間の逓送供給としてなされていて、中央から様々な名目で派遣された将属により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供ある。これは各国造支配領域間を各国造層により食料の供る。 (12) かったときに徴発されたイベスコトモチが地域で、理解が国造層のもとに蓄積された稲穀に起源の一端を(12) が「公事」により往来する場合、管轄地域内のに国司」の往来に対する在地側面を持つ。律令制以前の「国司」の往来に対する在地側面を持つ。

- 通送供給が基盤であったといえるのである。いたとすることができよう。国造クラスの在地首長層間の

供給対象者は、郡を直接的管掌する国司以外は、 度の中に位置づけられたのである。それゆえに、 関係を総括して編成された郡の基本的機能として、 令国家の成立とともに、逓送供給の基盤である共同体的諸 長層を媒介にした逓送供給が成立したといえる。それが律 定されて、ミコトモチの往来に対する国造クラスの在地首 対する迎送・歓待の慣行が、政治的上位者の来訪、 係の基盤となる村落レベルの共同体との間の慣行に規定さ は、それが郡司と、郡に重層的に編成された共同体的諸関 と部内人民との間にも同様な迎送、歓待を認めていること 対する逓送供給奉仕、服属への表現へと転化し、それに規 れていることも示す。 戸令国郡司条集解古記が、国司と郡司だけでなく、 つまり、共同体的諸関係の外来者に 伝符をは 郡の逓送 往来に 交通制

は国の機能として組みとまれることになる。その点を駅と正税がいずれも国司の管掌下に置かれることで、最終的に伝馬の設置、管理、夫馬差発の力役としての雑徭、郡稲やこうして編成された郡の交通機能としての逓送供給は、

る上位者たる権威的意味を象徴的に一時的にせよ体現する

必要があったのである。

じめ各種文書を付与され携行することによって、

郡に対す

よい。

の関係で次に考えてみたい。

3 郡と駅

令の論理上は、国司―駅長の管轄下で駅の交通機能が運営のに対し、郡司の責任に関しては何ら規定されていない。のに対し、郡司の責任に関しては何ら規定されていない。馬、伝馬の両方の設置、監督に対し国司の責任を規定する駅伝馬条で「凡駅伝馬、毎」年国司検簡」とするように、駅駅長という階層的関係を考えることが多かった。しかし、駅長という階層的関係を考えることが多かった。しかし、駅長という階層的関係を考えることが多かった。しかし、駅長という階層的関係を考えることが多かった。しかし、駅間でいる。

摘しながら、郡司については触れられていない。駅長等任、意乗用」と、駅馬について国司と駅長の行動を指馬背瘡爛、或馬形疲瘦、或馬不。強壮、不、堪。乗用「加以国司馬背瘡爛、或馬形疲痩、或馬不。強壮、不、堪。乗用「加以国司伝の「不正乗用」を禁制する天平宝字八年(七六四)一〇月伝の「不正乗用」を禁制する天平宝字八年(七六四)一〇月

する象徴的な意味をもつ駅鈴を付与された駅使を逓送供給により種々の限定が規定され、霊的で天皇権力を代理体現 同様の基盤を前提に設定されたのではないだろうか。律令 である。そしてかかる駅も、前述の如くの郡の逓送供給と ともに国の交通機能の一部として総括、管掌されているの 所」有文書、令*同行人送:前所、若无:同行人、令*駅長送: 式令駅使在路条でも「凡駅使、在」路遇」患、不」堪」乗」馬者、 上位で交通機能を有することになる。前述の如く個々には する駅に編戸編成していったのである。その基盤も郡と同 するルートとして、在地社会の中の特定部分をそれに奉仕 前所、国司差」使逓送」と、駅使が任務を遂行できなくなっ つけられて国と国の間の逓送の形態をとる場合がある。公 郡や駅毎に逓送される人や物品等も、国毎に部領逓送使が 国は、かかる郡と駅を統轄、管掌することにより、その つまり、駅も郡とは相対的に別個に交通機能を有し、 郡

と駅はかかる国の下に二つの交通ルートを構成しているのと駅、那の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅、郡の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅、郡の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅、郡の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅、郡の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅、郡の供給も財源の駅起稲、郡稲、正税が国衙財源をの駅はかかる国の下に二つの交通ルートを構成しているの間、郡の供給を対域に対している。個々に場合の処置として、国でとの逓送を想定している。個々に場合の処置として、国でとの逓送を想定している。個々に場合の処置として、国でとの逓送を想定している。個々に

に展開するのだろうか。章を改め検討してみたい。(それでは、以上のような構造が八世紀中葉以降どのよう)

である。

- (4) 柳雄太郎前掲論文、岡田登前掲論文。
- 「伝戸」を措定している。解、集解古記。その他、坂本太郎前掲書、田名網宏前掲書等、(5)公式令給駅伝馬条、義解、集解令釈、熈牧令置駅馬条、義(5)公式令給駅伝馬条、義解、集解令釈、熈牧令置駅馬条、義
- (6) 『類聚三代格』公粮事。
- 国家と古代の社会』Ⅵ「雑徭別の展開過程」。(7)吉田孝「雑徭の変質過程」『古代学』一一一四、同氏『律令
- 書と墨画」『正倉院文書と木簡の研究』の釈文による。(8)東野治之『正倉院蔵鳥兜残欠より発見された奈良時代の文

路の存在を窺わせるのではないだろうか。

- (9) 東野治之前掲論文。
- (11)両郡は、丹後国の日本海側で、但馬国側から熊野郡、竹野「雇」と判読できる蓋然性が高い。

郡の順に位置し、国府が推定されている与謝郡(藤岡謙二郎

『国府』ほか)の西北方である。従来の山陰道丹後路の比定

与謝郡へ入り、勾金駅を経て国府へ至る。国府からは、一たは、丹波国内の長柄駅で本路から分岐し、与謝峠から丹後国

(12) 時期は下るが延喜五年(九〇五)一月三日太政官符所引参河国解によれば、「其諸院宮家之狩使到来、常在』を時春月1各でを郡司に下して夫馬を調達していることが知られる(「類符を郡司に下して夫馬を調達していることが知られる(「類祭三代格」禁制事)。ここでも、直接的には郡司によって調達聚三代格」禁制事)。ここでも、直接的には郡司によって調達がを郡司に夫馬の調達と供給の機能が期待されている。

- 13 **『続日本紀』和銅五年五月甲申条。**
- 14 『日本書紀』大化元年八月庚子条。
- けるとしている。 と任地との間の往来も、路次で国様な食料、夫馬の提供をう 佐々木虔一前掲論文は、さらに一歩進めて、「国司」の中央
- (1) 吉田 孝「ミユキと 雑徭」『山梨大学教育学部研究報告』二 〇、『律令国家と古代の社会』w「雑徭制の展開過程」。
- (17) 水野柳太郎 「出挙の起源とその変遷」 「ヒストリア」 二四′ 早川庄八「律令『租税』制に関する二、三の問題」『古代の日 本』九、宮原武夫「公出挙制の起源」『日本古代の国家と農
- (18) 厩牧令須置駅条。

民』、竹内理三「『郡稲』考」『史観』八八。

- 厩牧令駅各置長条。 厩牧令置駅馬条。
- 既牧令置駅馬条。

大山誠一前掲論文。

- (23) 賦役令舎人史生条。 厩牧令置駅馬条、駅伝馬条、天平六年出雲国計会帳(前掲)、
- 平元年四月癸亥条、天平六年正月庚辰条、天平一一年六月戊 "続日本紀』大宝二年二月丙辰条、和銅二年六月乙巳条、天
- (25)田令駅田条、遠江国浜名郡輸租帳(『大日本古文書』二―二 寅条、田名網宏前掲書。
- (26)駅の施設を具体的に 窺せる 文献史料 としては、『類聚三代

五九)、田名網宏前掲書。

- 丹比郡駅家院倉八宇屋二宇」がみえることが参考になろう。 宇、『続日本後紀』 承和八年(八四一) 閏九月庚戌条に「河内国 度会郡に所在する駅家の修理すべき建物として倉一宇、屋四 格』神郡雑務事、弘仁八年(八一七)一二月二五日太政官符に つある九世紀前半の史料である。 「郡駅家」と記し、後述するように郡と駅の関係が変質しつ
- (27) たとえば、坂本太郎前掲書、田名網宏前掲書、大山誠一前 掲論文など。
- (28) これに対し、唐六典巻三〇では「若籍帳伝駅倉庫盗賊河隄 について郡司の規定のないことが特質として指摘できよう。 されていた蓋然性が高い。かかる唐の場合と対比すれば、駅 原されていないが、県令に責任のおかれることが令文に規定 して確認できる。したがって、残りの事項も令文としては復 遺1)により、それぞれ県令に責任がおかれたことが令規定と 近河及大水、有"隄防"之処、刺史県令、以"時検校」(『唐令拾 説」『東洋史研究』三一―四)により、「河隄」は唐営繕令 「諸 潢、一通送n尚書省↑州県各留n一通1……J(「唐令復原研究序 某年籍、州名用"州印、県名用"県印、三月三十日納訖、幷裝 州、依」式勘造、郷別為」巻、総写1三通1、其縫皆注1某州某県 令「諸戸籍、三年一造、起』正月上旬、県司貴』手実計帳、赴 においている。このうち「籍帳」は、菊池英夫氏復原の唐戸 の国に相当する州の下のレベルである県令に駅の管轄を明確 道路、雖」有…専当官、皆県令兼綜焉、県丞為…之弐こ」と、日本

29

- 滝川政次郎「駅鈴・伝符考」『出雲・隠岐』。
- (31)駅が郡と基本的に同質な前提をもっていたことは、 跡出土木簡の「駅評」の記載からも窺える。
- 、32) 国司が郡と駅の交通機能を管掌していたことは、他に、天 駅家鋪設帳、伝馬帳の作成、京送がみえることからも知られ 平六年出雲国計会帳(前掲)の中に、駅起稲出挙帳、駅家帳、

駅と郡の逓送供給機能の再編

上一人依」格専当。」までさかのぼらせることができる。 すなわち、国司と郡司が駅家を専当することが規定され 八日太政官符の「湏。毎、駅充。郡司、令。彼主当国司次官已 いる。この規定は直接的には、承和五年(八三八)一一月一 延喜兵部式に次のような規定が存在する。 等妄有『許容』、亦処『重科』 宿致」損者、公使録」名申上、自余量」事科決、若專当官司及駅長 凡諸国駅家令,国郡司専当、其名毎年附、帳申上、其公私行人停:

との承和五年官符であるといえる。

次官已上一人「厳加・禁断・」と、国司の専当を規定すると 対する郡司の専当と責任の明確な制度化がなされたのが、 法負、重」という状況に対するより強い規制策として、駅に させることにした。かかる対策にもかかわらず進行した ともに、郡家と「駅門」に「牓示」して往来人等にも告知 延暦元年(七八二)一一月三日太政官符では「毎」国宜ႊ委ル 差』人馬等1」ことに対し、「往来之使」と路次の国郡司に 官科」罪、若不」申者与同罪」とし、同八年(七六四)一〇月 官符は「国司知而不」禁、自今以後、国司必録』増乗之人、申」 国司が期待された。天平宝字二年(七五八)七月一九日太政 「尅外乗用」や「或乗』甲駅馬1 過』丙丁駅1 或夫馬之荷背2 「違"於厳制、則解"其任、永不」叙"用之二 とした。 ついで │○日勅では 国司 赴任時の 往来に おける「伝尅外更令」多

とした美濃国坂本駅と恵奈郡をめぐる情勢である。 なる。その点を具体的に示してくれるのが、承和期を中心 馬の差発、編成そのものに関与することを意味することに 駅を管轄することは、駅の逓送のための駅馬や駅子など夫 差発、編成にかかわる問題であることを考えれば、郡司が 承和五年(八三八)一一月美濃国解によると、坂本駅の西 かかる状況への規制が、直接的に郡や駅における夫馬の

する認識である。かかる状況に対する禁断責任者として、以上の駅馬、伝馬等を、往来の使者等が乗用する事態に対

八世紀後半の段階では、郡と駅の交通機能の管掌者である

用」への一連の対策の中で打ちだされてきたものである。

同官符は、八世紀後半から問題にされてきた「尅外乗

「尅外乗用」とは、駅鈴伝符の尅数によって規定された数

月二八日太政官符が引く美濃国解によると、「今検"彼郡課大井駅を廃止して坂本駅だけを席田郡人国造真祖父の力量と、「大井駅を廃止して坂本駅だけを席田郡人国造真祖父の力量が駅子の疲弊を訴えている。さらに嘉祥三年(八五〇)五月が駅子の疲弊を訴えている。さらに嘉祥三年(八五〇)五月が駅子の疲弊を訴えている。さらに嘉祥三年(八五〇)五月が駅子の疲弊を訴えている。さらに嘉祥三年(八五〇)五月が駅子の疲弊を訴えている。さらに嘉祥三年(八五〇)五月が駅子の渡が続き、承和一一年(八四四)には恵奈郡に対る捜勘が命令されている。その結果、斉衡二年(八五五)正規を廃止して坂本駅だけを席田郡人国造真祖父の力量

増加も同時に求められたからこそ、坂本駅の復興が、駅その復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が恵奈郡全体の中でなされていること、第二に恵奈の復興が、駅

になったのである。

恪勤者、募以π五位、期"三年内,令_治"件郡、」という状況

輸 | 調庸、比 | 之諸郡 | 衰弊尤甚、望請、

択止諸郡司之中富豪

丁,惣二百九十六人也、就,中二百十五人為,駅子、八十一人

のものだけではなく恵奈郡全体の中でなされなければなら

保、差発する方式に転換しているのである。れ、郡内一般公戸から免課役を代償に、所定数の駅子を確とが示されている。駅戸による駅の機能維持方式が放棄さら差発されるという駅本来の労働力編成が変質しているこなかったのである。つまり、ここでは駅子が特定の駅戸かなかったのである。つまり、ここでは駅子が特定の駅戸か

示すのである。 「年(八六四)一二月一〇日条は「駿河国言、駿河郡帯』三駅六年(八六四)一二月一〇日条は「駿河国言、駿河郡帯』三駅には、郡全体で駅子四百人、伝子六十人の定数が決定さい、、大十人、年来疫旱春臻、課丁欠少、因而駅伝子等不」に、満、数、郡民凋残、莫、甚、於此、」と記す。当該期の駿河的定の課丁数の確保が優先されつつあり、当該期には課丁数が固定化され、差発されていたことが知られる。そして、郡内の課丁れ、差発されていたことが知られる。そして、郡内の課丁れ、差発されていたことが知られる。そして、郡内の課丁れ、差発されていたことが知られる。そして、郡内の課丁れ、差発されている。つまり、当該期には課丁数が固定化され、差別が減少したため所定数の駅伝子を差点できないことが訴訟が減少したため所定数の駅伝子を差点できないことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを免除となる駅子、伝子に充てる課丁が減少していたことを表記する。

期としながら、郡司の管轄下に制度的にも組みてまれ、郡すことになる。かくて駅は九世紀前半、特に承和期を一画に関与する郡司の駅への管理責任の制度化と表裏一体をなと転換しつつあったことが、在地において現実にその差点とのように駅子の差点が駅戸から郡内全体の一般公戸へ

摂することになるのである。 は郡自体の逓送供給の交通機能とともに、駅のそれをも包

ている。おそらく、匈が延暦一一年六月七日勅の発布当初 記していない。『弘仁格抄』によると、延暦一一年六月七 並従「停廃「以省。労役。」と、伝馬の廃止については全 為"新吏之資、静言"於此、為"弊良深、宜"京畿及七道諸国 の原形を示し、延暦二一年においても同勅は法的効力を有 設備"於非常、而国司軍毅非」理役使、 録されているが、前掲部に対応する部分は、ゆ「夫兵士之 以省*労役4」と引用されている。ところで、延暦一一年六 此、為」弊良深、宜*京畿及七道諸国、兵士伝馬並従』停廃 月七日勅は、同じく軍毅兵士鎮兵事にそれ自体格として収 国司恣心乗用、 三代格』軍毅兵士鎮兵事に格として収録されている延暦二 月七日勅により伝馬は全国的に廃止された。同勅は 駅馬の数が増やされている。ついで延暦一一年(七九二)六 士之設備"於非常、伝馬之用給"於行人、而軍毅非理役使、 - (3)は伝馬が八世紀後半に廃止され、廃止された伝馬の数だけ 一年(八〇二)一二月太政官符所引の長門国解に、 次に、伝馬の推移についてみてみよう。 つまり伝馬等が廃止された状態であったため、 | 延暦二一年||二月太政官符ともに弘仁格に編纂され 徒致"公家之費、還為"新吏之資、 静言"於 徒致"公家之費、還 すでに山陽道で (a)「夫兵 長門国

> と思われる。 と思控に部分を削除して心の形にしたのである。 と思われる。 と思たは、 に動を弘仁格に格として編纂 物の伝馬廃止規定部分だけは全面的に効力を失なう、つま解に引用されたのである。 その後弘仁格編纂時までに、同

喜兵部式諸国駅伝馬条にみえる駅路を帯する郡のみへの伝暦二一年~二四年の間であろう。この伝馬の再設置が、延国部内海道諸郡伝馬、以、不、要也」とみえることから、延路・郡、加‡置伝馬五疋サ」、同年一一月戊寅条に「停ӊ陸奥

馬設置状況につながるのであろう。

後紀』延暦二四年(八〇五)四月甲辰条に「令ႊ土佐国帯"駅

それでは、伝馬が再設置されたのはいつだろうか。『日本

すのが、延喜兵部式諸国駅伝馬条の記載なのである。構成していくことになるのである。かかる再編の結果を示ある。換言すれば、駅が郡の広範な逓送供給機能の一部を現する場、手段として位置づけられていくことになるのでトを構成し、駅と伝馬がともに駅路上の郡の逓送供給を実いを構成し、国の管掌下に駅路を帯する郡相互に逓送供給ルートを構成し、国の管掌下に駅路を帯する郡相互に逓送供給ルールとした駅の再編を通じて、郡が駅の逓送供給機能をも以上の延暦期を中心とした伝馬の廃止再設置、承和期を以上の延暦期を中心とした伝馬の廃止再設置、承和期を

- 1 『類聚三代格』駅伝事。
- 2 政官符、貞観一三年(八七一)六月一三日太政官符。 八)一一月一八日太政官符、貞観四年(八六二)六月二九日太 日勅、延曆元年(七八二)一一月三日太政官符、承和五年(八三 『類聚三代格』駅伝事、天平宝字八年(七六四)一〇月一〇
- 3 『類聚三代格』前掲延暦元年一一月三日太政官符所引。

4 「類聚三代格」駅伝事。

- 5 『類聚三代格』駅伝事。
- $\widehat{\mathfrak{g}}$ 五五、「承和期の政治的特質」『平安前期政治史序説』、大山誠 佐藤宗諄「美濃国坂本駅をめぐる二、三の問題」『岐阜史学』
- 7 『続日本後紀』承和七年(八四○)四月戊辰条。
- 8 (9)『類聚三代格』諸使幷公文事、承和一二年(八四五)正月二 『類聚三代格』郡司事、斉衡二年(八五五)正月二八日太政
- 五日太政官符、『続日本後紀』承和一二年正月壬申条。
- 「類聚三代格」駅伝事。 「類聚三代格」郡司事。
- 大山誠一前掲論文。

ij

- て」『日本史研究』一六九。 西別府元日「九世紀中葉 における 国政基調の 転換 につい
- 大山誠一前揭論文。

お わ ŋ に

このように律令国家の交通制度の本質は、国と郡の基本

体系認識の転換を求めている。本稿では、郡の機能ととも(こ) れは同時に、交通制度を律令制的国郡制の本質的問題とし 通機能を位置づけていかねばならないことを指摘した。こ に、駅、そして両者を管掌する国の基本的機能としても交 郡の基本機能として交通機能を捉えていくことによる交通 者に対する交通慣行があった。最近、原秀三郎氏も同様に 的属性として編成された逓送供給を中心とした交通機能に ある。そしてその基盤には、在地の共同体的諸関係の対外

国郡制支配と在地社会の展開の問題の中で捉えていくべき 雑役の賦課徴収も、国と郡の交通機能の変容、再編として、 とえば、路次諸国による官使の逓送供給、そのための臨時 くことにより新たな展望が開けるのではないだろうか。た としてしか位置づけられてこなかった平安期の交通制度 て捉え展開していかねばならないことを意味する。 これまで単に律令制的駅伝制の数百年にわたる崩壊過程 かかる国と郡の支配と交通機能の問題として捉えてい

としていきたい。 こうした点を含め論じ残した問題は多いが、

今後の課題 ではあるまいか。

î

原秀三郎前掲はじめに註(5)論文。

(東京都大田区東雪谷五—六—一 テジマ荘)